

稚内都市計画（稚内市） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、稚内都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

稚内都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	稚 内 市	行政区域の一部	約 2,779 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域宗谷地域に位置し、東はオホーツク海、西は日本海に面し、北は宗谷海峡を挟んでロシア連邦サハリン州に面する国境の都市である。

市街地は港湾を中心として海岸沿いに細長く形成され、昭和 40 年代より南地区及び東地区で住宅地の開発が行われ、拡大してきた。

稚内市は、沖合漁業を中心とした水産都市として発展し、北海道北部の中核都市となっているが、水産加工業の衰退に伴う人口の流出、経済活力の低下が続いている。まことに活力を呼び戻すためにも、まちなか居住の推進等による中心市街地活性化が求められている。

北地区等古くからの市街地では、老朽化した住宅が密集する等住宅地の再整備の検討が求められており、港湾周辺地区については、国際・国内フェリーターミナルの機能強化や、港湾と市街地をつなぐ交通網の整備、JR 稚内駅周辺及び第一副港周辺地域等においては、都市機能と港湾機能が連携した一体的なまちづくりが必要である。

今後は、将来の都市像を「海と大地と風の恵み 人が輝き挑戦し続けるまち稚内」と定め、誰もが安心して心豊かに暮らし続けるために、市民一人ひとりがまちへの愛着と誇りを持って、いきいきと活躍し、未来に向けて果敢に挑戦し続けるまちを目指すこととしている。

都市基盤整備においては、本市の地域特性である豊かな自然と共存しながら、将来にわたって快適に生活できる基盤づくりを進め、さらに、市民やこのまちを訪れる人の笑顔であふれるまちを目指し、自然と機能性が融合した安らぎの空間づくりを進め、市民が安全・安心にこのまちで住み続けられるよう、いつ起こるかわからない自然災害等に対応できる災害に強いまちを目指すこととしている。

中心市街地については、魅力ある商業活動の実施・継続に向けた支援を行うとともに、供用開始から約 50 年が経過した市役所庁舎の今後の方向性について、整備に伴うまちへの賑わい創出や本市経済への寄与度、中心市街地及びその周辺地域へ影響、災害時における防災拠点としての機能・役割等、様々な分析等を踏まえて検討を進める。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は、人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在は人口、世帯数とも減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないものとする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR稚内駅やJR南稚内駅、主要国道交差点周辺を核とし、3・3・3号開運通（国道40号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は居住人口の減少や少子高齢化が進み、空き店舗・空き地等の増加による商業業務地の衰退、にぎわいの喪失等が課題となっており、中心市街地としての機能の回復が求められている。

このため、本区域においては、人口の減少、少子高齢社会等都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・低層住宅を主体とした専用住宅地については、富岡地区に配置し、丘陵地の自然環境等と調和した良好な住環境の形成を図る。
- ・中高層住宅を主体とした専用住宅地については、栄地区、萩見地区、こまどり地区、緑地区及び若葉台地区等に配置し、オープンスペース等を適切に確保することにより、低層住宅主体の専用住宅地と一体的に、良好な住環境の形成を図る。
- ・一般住宅地については、商業業務地の周囲や幹線街路の沿道のほか、宝来地区、恵比須地区及びノシャップ地区等の市街地北側の海岸沿いに配置し、生活利便施設や業務施設等の立地を一定程度、許容しつつ住環境の保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR稚内駅を中心とする中央地区と港地区の3・4・5号本通南線（主要道道稚内天塩線）の沿道に配置し、市役所や市立病院等の公共施設の立地や、鉄道、バス及びフェリー等交通結節点としての利便性の高さを生かし、JR稚内駅前での商業業務施設の集積やにぎわいのある中心市街地の形成を積極的に図る。

- ・拠点商業業務地は、JR南稚内駅の周辺と大黒地区及び潮見地区の3・4・5号本通南線(主要道稚内天塩線)の沿道に配置し、商業業務施設や生活利便施設の集積を図り、背後地の住宅地の利便性の向上を図る。
- ・沿道商業業務地は、潮見地区及び萩見地区の3・3・3号開運通(国道40号)の沿道に配置し、拠点商業業務地と一体的となって住宅地の利便性の向上に資する生活利便施設等の集積を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・稚内港には臨港地区を定め、港湾計画に基づく適切な土地利用に即して専用工業地及び一般工業地を配置し、港湾機能の維持、増進と港湾関連工業施設や水産加工業関連施設等の集積を図る。
- ・一般工業地は、市街地東側のはまなす地区、市街地北側の宝来地区及び恵比須地区の海岸沿いに配置し、漁業関連施設や水産加工業関連施設等と住環境が調和した、適切な工業系土地利用の維持・増進を図る。
- ・流通業務地は、朝日地区の3・3・3号開運通(国道40号)沿道に配置し、特別用途地区を定めることにより、交通利便性の高さを生かした流通業務機能の維持、増進を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・末広地区の臨港地区においては、ふ頭用地の利用の増進を図るため土地利用の見直しを進める。
- ・開運地区、JR稚内駅周辺地区及び第一副港地区の臨港地区においては、市街地再開発事業やマリンタウンプロジェクトとの連携、ホテルやプール等の都市機能との調整等、港町らしい活力ある市街地の形成に向けて、適切な港湾土地利用の推進や都市的土地利用との調整を図る。
- ・稚内港臨港地区について、港湾として適切に管理運営するために港湾計画に基づき必要な見直しを行う。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地については、「マチ」と「みなと」の連携を強化し、老朽化及び空洞化の進む市街地の更新やJR稚内駅前地区における土地の高度利用を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・緑地区及び富岡地区の低層住宅を主体とした専用住宅地については、周辺に残る自然環境の保全を進めるとともに、地区計画等の活用により、豊かな自然環境と調和した良好な住環境の形成、維持を図る。
- ・市街地北側の宝来地区、恵比須地区及びノシャップ地区については、古くからの市街地であり住宅等の老朽化が進むとともに、狭隘な道路や行き止まり等公共施設の整備水準が低く、比較的密度の高い市街地となっていることから、昆布干場や水産加工施設跡地等の未利用地の活用を図ることにより、住環境の改善を図る。
- ・用途白地地域の既存集落である声間地区、富士見地区及び西浜地区については、現在の住環境の維持、保全を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の

維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害を防止するための適切な措置を講ずる。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている西浜地区、富士見地区、恵比須地区、宝来地区、中央地区、港地区、緑地区、若葉台地区及び声間地区の各一部については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ なだれ防止保安林、干害防止保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ 北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された声間地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域宗谷地域に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

また、日ロ友好最先端都市として、国際・国内フェリーターミナルの機能強化や、JR稚内駅周辺の交通結節点の充実等を進めていく。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。

- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、自転車通行空間の整備等、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・稚内市では、人口減少、公共交通機関の利用者減少等により、将来における公共交通サービスの縮小が懸念されていることから、地域住民等の移動手段の利便性を高め、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通網を構築するために「地域公共交通網形成計画」を策定しており、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・本区域の道路網の基本方針である「1環状4放射」の形成に配慮し、安全で円滑な交通環境の形成に努めるとともに都市と港湾との連携強化に向けた交通体系の整備を進める。
- ・本区域は、道北地方の空の玄関口である稚内空港に隣接していることから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。
- ・本区域は、道北地方の物流の拠点である重要港湾稚内港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.51km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.83 km/km ²	2.91 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・環状道路
 - 1 環状4放射として本区域内の骨格道路網を形成する環状道路として、3・3・3号開運通(国道40号)、3・5・15号船見通(主要道道稚内天塩線)及び3・4・16号緑・富岡環状通(市道緑富岡環状線)を配置する。
- ・放射道路
 - 1 環状4放射として本区域の骨格道路網を形成する放射道路として、北海道縦貫自動車道(予定路線)3・3・3号開運通(国道40号)、3・2・21号はまなす通(国道238号)、3・5・12号本通北線(一般道道抜海港線)及び3・5・15号船見通(主要道道稚内天塩線)を配置する。
- ・幹線道路
 - 幹線道路は、主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、3・4・5号本通南線(主要道道稚内天塩線)、3・4・6号波止場通(主要道道稚内天塩線)、3・4・11号緑通(主要道道稚内天塩線)、3・3・27号公園通(一般道道宗谷ふれあい公園線)、3・4・18号利礼通(一般道道稚内港線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

- 3・4・6号波止場通(主要道道稚内天塩線)にJR宗谷本線稚内駅、3・2・1号広場通(市道大黒南4条通)に南稚内駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・4・16 号緑・富岡環状通（市道緑富岡環状線）の整備を促進する。
- ・ 3・3・3・開運通（国道 40 号）、3・4・6 号波止場通（主要道道稚内天塩線）及び 3・4・5 号本通南線（主要道道稚内天塩線）の無電柱化を促進する。

（2）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における気候の変動に伴い、中小河川の氾濫及び雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

公共下水道事業計画に基づき、市街地の汚水整備を引き続き推進するとともに、今後は老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努め、計画的な更新を図りつつ、快適な生活環境を維持することから、公共用水域の水質保全に努める。

また、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。

さらに、下水道資源の有効利用を継続し、低炭素社会への貢献や持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 89.2%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

稚内公共下水道については、末広地区に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

クサル川及びウエンナイ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然環境と市街地が融合する河川空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 下水道については、必要に応じて雨水幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- また、雨水整備については、浸水被害の発生箇所を中心に、各種開発事業との調整を図りながら整備を促進する。

・クサンル川については、周辺の土地利用との整合を図りながら河川改修に努める。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている稚内市有第3市場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地においては、市街地再開発事業等の活用による未利用地の有効活用や土地の高度利用と中心市街地の活性化を図るため、周辺地域への影響、機能役割等の検討の準備を進める。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、宗谷湾に面した細長い線状の市街地を取り囲むように、西部、南部及び東部に向け展開する丘陵地を骨格とするW型の緑地の形態を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統及びその他の系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、公園施設については、長寿命化対策を図りながら適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・自然性に富んだ緑地や風致の維持に努める。
- ・緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成のため、ウエンナイ川、クサンル川及びエノシコマナイ川の河川空間や幹線道路の道路空間の緑並びに稚内公園、みどり公園、ノシャップ公園及び宗谷ふれあい公園を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場として街区公園、中央公園、若葉公園及び緑地を適正に配置する。
- ・多様なレクリエーション活動の拠点等として機能する稚内公園、みどり公園及びノシャップ公園を配置する。
- ・広域的なレクリエーションや地域の観光振興、住民と行政との協働に資する広域公園として、宗谷ふれあい公園を配置する。
- ・身近な公園が不足している恵比須地区への公園の配置を検討する。

c 防災系統

- ・日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、地震、火災等の諸災害発生時の一時避難地として街区公園、稚内公園、みどり公園及び緑地の適正な配置、整備を図ることとする。
- ・災害発生時の復旧活動の拠点等として機能する稚内公園、みどり公園、ノシャップ公園、稚内霊苑及び緑地等の適正な配置、整備を図ることとする。

d 景観構成系統

ウエンナイ川、クサンル川及びエノシコマナイ川の河川空間並びに稚内公園及び宗谷ふれあい公園からの眺望等、周辺環境を含めて形成されている良好な景観形成に資する緑地を配置する。

e その他の系統

稚内霊苑を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

特に、みどり公園は都市機能がコンパクトに集約した市街地形成を目指していくための運動公園の要素を持った公園として、また、災害発生後に被災者を一定期間滞在させることができる指定避難所としての整備を検討する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえ、必要なものを公園緑地等の都市施設並びに風致地区等の地域地区として定める。